

福利厚生カードサービス利用規約（法人向け）

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社シャトク（以下「当社」といいます。）が提供する本サービス（第1条第1項第2号にて定義します。）を利用するにあたっての具体的な利用条件を定めるものであり、本サービスを利用するすべての契約者に適用されます。なお、本サービスについては、本規約だけでなく、福利厚生サービス利用規約（法人向け）（以下「基本規約」といいます。）が適用され、本規約と基本規約との内容が矛盾・抵触する場合には、本規約を優先し、本規約に定めのない事項については、基本規約を適用するものとします。

第1条（定義）

1. 本規約中に用いられる以下の用語は、別段の定めのない限り、次の定義によるものとします。
 - (1) 「サービス利用契約」とは、本規約に基づく契約者と当社との契約のことをいいます。
 - (2) 「本サービス」とは、福利厚生カードを用いて個人会員の生活総合支援をすることにより、契約者の福利厚生制度の充実を図るサービスのことをいいます。
 - (3) 「福利厚生カード」とは、本サービスの提供の一部として、当社が本サービスにおいて個人会員に対し発行するクレジットカードのことをいいます。
 - (4) 「個人会員」とは、福利厚生カードサービス利用規約（個人向け）に同意し、当社が本サービスを提供することを承諾した契約者の役員若しくは従業員又は当社が定めた範囲のこれらの者の家族のことをいいます。
 - (5) 「サービス提供事業者」とは、個人会員が福利厚生カードを利用することで優待を受けることができるサービスを提供する事業者のことをいいます。
 - (6) 「ポイント」とは、当社がサービス提供事業者のサービスを購入した個人会員に対し付与し、個人会員が福利厚生カードの利用金額の支払に充当することができるポイントのことをいいます。
2. 本規約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。

第2条（本サービスの内容）

1. 当社は、個人会員に対し、本サービスとして、以下の内容のサービスを提供します。
 - (1) 個人会員に対する福利厚生カードの発行
 - (2) 個人会員に対するポイントの付与
 - (3) サービス提供事業者による個人会員に対する優待サービス（クーポンサービスを含みますが、これに限られません）の提供
2. 当社は、本規約、本サービスの説明資料、申込書、見積書等により定められた条件で、本サービスを提供するものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用に際して、必要な就業規則その他の社内規程等の整備を行うものとし、当社は、かかる整備の支援を行います。
4. 契約者は、個人会員との間において、本サービスの利用にあたり、福利厚生カードの利用により当社に対して支払うべき債務について賃金控除を行うことができるよう個人会員と合意しなければならないものとします。
5. 第4項により賃金控除を行った場合には、契約者は、当社からの請求に基づき、当社の指定する期日までに、賃金控除を行った金額の全額を当社に支払わなければならない。
6. 契約者は、福利厚生カードを利用することはできません。また、個人会員に発行されたカードを用いて、会社経費の精算等に利用してはならないものとします。
7. 契約者は、本サービスの利用にあたり、個人会員が行うべき対応や支払について、期日までに当該対応を行わせなければならない。なお、当社は、契約者又は個人会員の故意または過失により、本サービスの提供ができない場合又は遅滞した場合については一切責任を負いません。

8. 当社は、本サービスの適切な運用のため、契約者が本サービスに入力した情報その他本サービスの利用状況等を確認することがあります。契約者は、これに予め同意するものとします。
9. 当社は、契約者が本サービスに基づき契約者が取得又は利用する一切の情報の内容の最新性・適時性・正確性・完全性については保証いたしません。契約者は、これに予め同意するものとします。

第3条 （有効期間）

サービス利用契約は、基本規約第2条第1項に基づくサービス利用契約の成立日から1年間とします。ただし、当社が別途定める場合を除き、契約者から期間満了日の3か月前までに解約の申出がない場合には、自動的に従前と同一内容にて更新され、その後も同様とします。

2024年4月5日 制定

2024年7月1日 改定

2025年4月10日 改定 2025年4月10日 適用